

情報最前線

■下水道供用開始区域

玉津	玉津、川北、森戸、横黒下、中土居 各一部区域
飯岡	山口、半田、西原 各一部区域
西条	北浜南、北新田 各一部区域
神拝	下喜多川北、八丁、上神拝、古川 各一部区域
大町	上小川、中町小川、朝日町、地藏原、新玉通、沢、明神木、岸陰 各一部区域
神戸	北組、東原、中西、楠、宵の原 各一部区域
禎瑞	禎瑞上、禎瑞下 各一部区域
橋	橋木東、西泉西、西泉東、西田、野々市西、野々市東、坂元 各一部区域
氷見	大久保、宮の下、末永、久保 各一部区域
周布	周布の一部区域
多賀	北条、三津屋 各一部区域
壬生川	壬生川の一部区域
国安	桑村の一部区域
三芳	三芳の一部区域
丹原	今井、願連寺 各一部区域

■下水道の供用開始区域が決定しました

下水道が新たに整備された区域について、供用開始の告示を行いました。

このため、区域内にある建物の所有者等は、供用開始の日から6カ月以内に生活排水や浄化槽等の汚水を下水道に接続しなければなりません。

また、くみ取り便所は、供用開始の日から3年以内に水洗便所へ改造し、下水道に接続しなければなりません。

■排水設備などの工事

排水設備などの工事は、市の指定工事店で行うことが義務付けられています。工事を行われる方は、指定工事店へ申し込み、工事内容や日程などについてご相談ください。指定工事店がわからない場合はお問い合わせください。

■問合せ

- 市庁舎本館下水道業務課 下水道業務係
TEL 0897-52-1224
- 東予総合支所建設管理課 上下水道係

■水洗便所改造資金の融資制度をご利用ください

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事や浄化槽を廃止して下水道に接続する工事に對し、市では資金の融資をあっせんしています。

■融資の対象者

- 自己資金による改造が困難であること
- 市税、受益者負担金、分担金などの滞納がないこと
- 下水道供用開始日から3年以内に行う工事であること
- 申請者と生計が別で、市内に住所を有する連帯保証人がいること

■融資限度額

- くみ取り便所の場合
改造工事1件につき40万円
- 浄化槽の場合
改造工事1件につき30万円

■利息 市が負担します。

償還方法 貸付けの翌月から、改造工事1件につき毎月1万円ずつ償還

■問合せ

- 市庁舎本館下水道業務課 下水道業務係
TEL 0897-52-1224
- 東予総合支所建設管理課 上下水道係

■下水道使用人数が変更した場合は届出をしてください

下水道の使用料を使用(世帯)人数で算定している家庭で、世帯人数に変更が生じた場合は、必ず担当課へ届出をしてください。

■長期不在者がいる場合

使用人数で算定している家庭で、市外への就学や入院・施設入所等で長期にわたって不在の世帯員がいる場合は、担当課への届出後から不在している人数分を差し引いて算定します。

○就学

在学証明書または学生証の写し

○長期入院

医師の診断書または領収書

○施設入所

入所証明書または領収書

○就業者

勤務証明書

■問合せ

- 市庁舎本館下水道業務課 下水道業務係
TEL 0897-52-1224
- 東予総合支所建設管理課 上下水道係
TEL 0897-52-1224

■スプレー缶の出し方が変わります

スプレー缶やカセットガスボンベは、穴を開けてもえないごみで収集していましたが、穴を開けずにもえないごみとして出されているケースが多く、そのため、道前クリーンセンター内などで爆発事故が何度も発生しています。

これらの事故を防ぐため、4月からは、スプレー缶などは、ガラスびんやペットボトルと同様に分別収集に切り替え、ガラスびんやペットボトルと同じ日に収集することとなりました。

出し方は今までと同様に必ず大きな穴を開け、ガスを抜いてから出すよう、ルールを守って正しく出してください。容器については、ガラスびんを入れるキャリーとは別に、スプレー缶などを入れる専用キャリーを用意しております。

■問合せ

- 市庁舎別館環境衛生課 廃棄物対策係
TEL 0897-52-1338
- 各総合支所市民福祉課 生活環境係(東予)
市民福祉係(丹原・小松)